

東京都環境審議会企画政策部会（第46回） 速記録

（午前9時30分開会）

○三浦環境政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第46回「企画政策部会」を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております、私、環境局総務部環境政策課長の三浦でございます。よろしく願いいたします。

初めに、部会の定足数の確認をいたします。ただいま御出席の委員は12名で、部会委員総数15名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることを御報告いたします。

なお、本日の議事の内容に鑑みまして、東京都環境審議会運営要領第3第3項に基づきまして、本議事の関係者として、本日の議題に関係する専門分野に係る委員の皆様にも御出席をいただいております。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の企画政策部会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際にはビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりでございます。事前にデータを送付させていただいておりますが、説明に合わせて画面にも表示をさせていただきます。

それでは、これからの議事につきまして、高村部会長にお願いしたいと存じます。

部会長、よろしく願いいたします。

○高村部会長 おはようございます。

それでは、早速ですけれども、本日の議事に入らせていただきます。

それでは、まず事務局から資料1の御説明をお願いできればと思います。よろしく願いします。

○三浦環境政策課長 それでは、資料1にて、前回12月17日の第45回「企画政策部会」、気候変動適応策、共感と協働、そして部門別目標の2回目の審議においていただいた主な御意見について説明をいたします。

まず、気候変動適応策でございます。

適応の分野は主流化が重要。例えば、防災対策や農林水産、感染症などの各政策の中に適応の視点が入っているのが大事。10年後、20年後、30年後に東京という街はどうなっているのかという骨太な大きな見取り図、方針を検討していくことが必要といった視点。

それから、防災の観点でも、避難路や補給経路の多元化、非常電源の確保など、命の安全保障インフラの多角的な整備。都内外の自治体との連携など、DXの活用も含めた非常時の適応策について。そして、流域治水の問題や複合災害について、これまで土木で対応できていたものが建築分野での対応も求められるようになってきている点。防災対策を行う際のCO2の観点からの材料の問題。それから、コロナ禍を踏まえた避難所の設定、公共施設等でのレジリエンスの強化などの御意見をいただいております。

また、分散型エネルギーシステムや自然地の保全など、緩和策と適応策を兼ね備えている取組の評価について。科学的な知見に基づいた情報発信、適応センターでのデータの活用などについて。

そして、自然環境の保全と気候変動対策の一部としての適応対策の両立の視点。自然分野に関しましては、緩和策、適応策、両方が一体となった形での表現などについて御意見をいただいております。

次のスライドでございます。共感と協働についてでございます。

まず、都の率先行動として、都における製品やサービスのサステナブル調達の展開。また、道路整備等、工事の発注での脱炭素化の視点。取組の他自治体、さらには民間企業への発信。新しいデジタルサービス等を活用した企業育成といった視点などの御意見をいただいております。

それから、普及啓発・発信についてでございます。

気候リテラシー、気候に関する知識を正しく得て、どういう行動をするのが緩和面それから適応面で大事であり、正しい知識やデータの読み方などを普及する取組があるとよい。ま

た、学校の先生方の理解、共感について。環境の重要性はもとより、健康性や防災の危機的な部分もあり、日常と非常時、非日常の考え方について発信の仕方や順序を間違えないようにしなければならない。これからの社会を担う子供たちの共感を得ることの重要性。子供たちを通じて各家庭や地域社会に伝わるという波及効果について。また、地球観や生命観、環境観といったマクロな物の見方、これを都が示すことで共感を得られるのではないかといった御意見をいただいております。

次のスライドです。サステナブルファイナンスについて。

「『国際金融都市・東京』構想2.0」、こちらの御紹介もさせていただきましたが、非常によい方針であるとの御意見。また、国内外への積極的な情報発信という視点の重要性。環境と金融が両輪のように回っていくようにするという考え方や、国際金融都市の実現に向けて国と連携していくという考え方、中小企業向けのグリーンローンの活性化という視点の重要性。構想2.0の第3の柱である多様な金融関連プレイヤーの集積、そのための人材育成といった視点の重要性などについて御意見をいただきました。また、ESGそれぞれのマテリアリティの重要性。それから、データの公開や透明性などについて御意見をいただいております。

最後に、部門別目標につきまして。

部門別の排出量の削減目標を示すのはよいが、今後、特に技術面など状況が変わってくるところもあるので、柔軟な見直しを。また、カーボンハーフの目標は、国や世界の都市と比較しても決して簡単な目標ではない。ただし、世界全体での1.5℃目標ということ考えたときには、それですら決して十分ではない。ここが最高到達点であるという認識ではなく、できるところはさらなるチャレンジをというところで取組をという御意見。そして、家庭部門については、必ずしも家庭を代表しているわけではないため、見せ方の工夫も必要。東京だけきれいな電気を使い、他の人たちはCO2の排出の大きい電気を使っているという状態にならない、長期的な配慮が必要といった御意見をいただいております。

ここで、前回の議論の際に、小和田委員が途中で退席をされました。大変申し訳ございませんでした。後ほど御意見をいただきましたので、こちらでも御紹介をしたいと思います。

ペーパーでいただいておりますので、私のほうから読み上げをさせていただきたいと思
います。

内容については、前回議論した部門別の目標の部分について御意見をいただいております。

1点目が大きな項目として、コロナからの回復を見ながら慎重な施策検討・負担への支
援、手段の拡大をとというものです。

部門別目標について、2030年カーボンハーフ実現に向けて、CO2並びにエネルギー削減
量、いずれも強化されており、大変厳しい数字であると受け止めています。最近、東京商工
会議所が行った中小企業の景況感に関する調査では、新型コロナウイルスによる経営への影
響が続いているとの回答は前期比0.8%増加の66.1%となっており、コロナが事業者に与え
たダメージは深刻であることがうかがえます。

そんな中、例えば今回義務化が検討されている太陽光発電の設置については、その後の運
用や更新を含めて、事業者にとって相当なコスト増となり、結果的に都民に負担を強いるこ
とになります。コロナからの回復状況を見ながら慎重な検討と準備を行った上で、コスト負
担への支援を行うことが必要です。

また、早期の脱炭素化を目指した基準強化が目的であれば、その手段である建築物への再
エネ導入・活用の促進のみならず、オフサイトや電力購入等など、事業者がそれぞれの状況
に応じて費用を検討しながらカーボンハーフという目的のために手段を選択できる形にすべ
きと考えます。

2点目です。コストを明示した上で目標・施策の検討をとということです。

また、同じ調査で、2050年カーボンニュートラルに対する考え・対応について質問してい
ますが、エネルギーコストの上昇を危惧しているが42.5%と最も多い回答となりました。カ
ーボンハーフ実現に向けた目標・施策の検討に当たっては、事業者や都民の負担がどのくら
い増えるのか明示し、エネルギー需要サイドの理解を得ながら進めることが不可欠である
と思います。ということで御意見をいただいております。御紹介をさせていただきました。

これらのいただいた御意見も踏まえながら、今後も議論を進めていければと思っております。
よろしくお願いたします。

第45回「企画政策部会」における主な御意見は以上となります。

これまで計8回にわたりまして気候変動分野を中心に議論をいただいております。ありがとうございます。

また、昨年10月には、2030年に向けた行動を早期に、かつ強力に進める必要があるとの認識の下、都から環境確保条例の改正について当審議会に諮問させていただき、条例改正の分科会で議論を進めているところでございます。近々には東京都の令和4年度の予算案というものも出てまいります。都として実効性ある施策を速やかに、そして強力に進めてまいりたいと思います。

今後も当審議会での議論も踏まえまして、直ちに加速、強化するという取組につきましては、時期を逸することなく、待つことなく進めていきたいと思っております。都民や事業者の皆様方の共感と協働をいただきながらカーボンハーフの実現を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

今、資料1について御説明いただきましたけれども、もし御意見がありましたら、本日の議事に関わればその中で、あるいは最後に委員の皆様からもし御意見、ご質問などがあればいただきたいと思っております。

ここでは、本日のテーマですけれども、大気・化学物質等についてご説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○三浦環境政策課長 では、私のほうから資料に基づいて御説明をしていきます。

本日は大気・化学物質等ということで、こちらにお示しいたします項目、大気環境、アスベスト、騒音・振動、化学物質、土壌汚染、水環境について御審議をいただきたいと考えております。

まず、大気環境から順に、現状、現在の取組・課題、今後の方向性について御説明いたします。アスベスト以下の項目についても同じ構成で説明してまいります。

まず、大気環境の現状でございます。

大気環境濃度の推移ということで、下に折れ線グラフがございます。緑色の浮遊粒子状物質、SPMですが、これをはじめ大幅に改善してきております。右上の黄色の折れ線がPM2.5です。都内全域での測定を平成25年から実施しておりますけれども、こちらも大きく下がっておりまして、2019年度に初めて環境基準を達成いたしました。このため、以前、本審議会でも議論をいただきまして、新たな目標を設定したところでございます。こちらは後ほど御説明いたします。

一方で、光化学オキシダント、赤色の折れ線グラフということになりますけれども、こちらは現在、全ての測定局で環境基準未達成となっております、光化学スモッグ注意報も毎年発令されているという状況でございます。

大気汚染に関しましては、PM2.5それから光化学オキシダントが残された課題とも言えます。この共通の原因物質がNOxとVOCとなります。右の枠にありますとおり、NOxは、工場やボイラー等の固定発生源から約5割、自動車等の移動発生源から約4割の排出となっております。VOCは、塗装や給油、工場等の固定発生源から約7割、民生品から約2割の排出という状況になってございます。

都の現在の取組を御紹介いたします。

表に対象別の取組をお示ししています。工場等の固定発生源、自動車等の移動発生源、そして民生品、塗料など、それから普及啓発事業や大気環境モニタリング、調査研究、近隣自治体との広域連携など、あらゆる側面からの取組を実施しております。

まず、固定発生源の対策の取組の現状と課題をお示ししております。

まず、法令に基づきまして、工場等の排ガス規制を行っております。都内約1万4,000施設が対象となっており、右のグラフのとおり、排出量は減少という状況になってございます。また、事業者の自主的な取組を促すため、NOxとCO2の排出が少ない小規模燃焼機器の認定、VOCについては、VOCを回収する給油機、Stage IIと呼んでいますが、こちらの導入のモデル事業やVOC対策アドバイザーの派遣、低VOC塗料の性能調査などの技術的支援を実施しております。

課題といたしまして、都・区市職員のスキルの向上、環境性能の高い製品等の価格やラインナップの不足、また例えば低VOC塗料などは性能面への懸念等により導入が進みにくいといった課題がございます。

次に、移動発生源対策ですが、自動車につきましては、先般の企画政策部会で主に気候変動対策として御議論をいただいております。これらの対策は、大気汚染物質の排出削減にも寄与するというものでございます。また、東京都環境科学研究所とも連携した自動車排ガスの監視等を実施しているところでございます。

次が普及啓発等になりますが、低VOC製品の啓発活動のほか、私どもでClear Skyサポーター事業という、サポーターに企業の方になっていただいて取組を進めていただくという事業を実施してございます。様々、SNSを活用したイベント等も実施しているところでございますが、課題といたしまして、意識や機運がまだまだなかなか不足しているということ、それからClear Skyのサポーター事業も、コロナ禍などもありまして停滞気味であるという状況でございます。

大気環境モニタリングを実施しております。大気汚染モニタリングで非常に多くのデータを取得してございます。このビッグデータの活用やVOCの挙動に関する詳細な解析が課題と考えてございます。

また、オキシダントやPM2.5の発生メカニズム、原因物質の発生源などについて調査研究を行っております。

大気に県境はございません。これは、CO2でも、それからこの後御説明する水の関係でも同じでございますけれども、広域的な取組が不可欠でございます。九都県市でも連携した取組を行っております。

課題といたしまして、対策が必要なVOC成分発生源の把握には、さらなるデータの蓄積とより詳細な解析が必要であること。そして、広域的な枠組みを活用した原因物質の排出削減に向けた取組の検討・実践が必要でございます。

大気環境に係る今後の方向性をお示しいたします。

まず、2050年の目指すべき姿としまして、世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境の実現としていきたいと考えております。世界的に関心の高いPM2.5の濃度が、世界で最も

厳しいWHOの指針値を下回るまで低減している。また、誰もが安心して快適な大気環境を享受することができ、大気汚染による健康リスクを最小化するというところを目指していきたいと考えております。

なお、下に書いてありますが、オゾン等の大気汚染物質は温室効果ガスでもあることや、大気汚染物質を削減する取組の多くは同時にCO2の削減効果があることから、これらの観点を踏まえた施策を進めることも重要であると考えてございます。

2030年に向けた目標でございます。

現在の環境基本計画等において、こちらに示しております以下の目標を定めてございます。

まず、PM2.5につきましては、環境基準の達成率を2024年度までに100%としております。2019年度に全局達成をいたしまして、2020年度にも引き続き全局で達成しているという状況でございます。これを受けまして、昨年度、全測定局の平均濃度を2030年度までに $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とする新たな目標を設定いたしました。2020年度実績では10.1という数字になってございます。ほぼ目標を達成しているという状況になってございます。

また、光化学スモッグ注意報の発令日数は、2030年度までにゼロ、光化学オキシダント濃度については、0.07ppm以下の達成率の100%、これらを目標に掲げておりますが、2020年度実績では残念ながらいずれも未達成という状況でございます。

2030年に向けまして、まずPM2.5につきましては、昨年度新たに設定したこの目標についても、先ほど御説明したとおり、ほぼ達成という状況でございます。コロナ禍もございまして、社会経済状況などの影響についても考慮する必要はあると考えますが、さらなる大気環境の改善を目指していくというところで、新たなさらなる目標設定も必要ではないかと考えているところでございます。

現在、新しい目標は、全測定局の平均濃度ということで見てございます。例えばですが、各測定局のベースで見ていくということなども考えられるのではないかと、そういった観点も含めて検討をしていきたいと存じます。

また、光化学スモッグ注意報の発令日数につきましては、現在の環境基本計画で2020年ということを目指した目標となっておりますが、これまで残念ながら未達成という状況でござ

ざいます。2030年に向けまして引き続きこの目標を目指していく必要があるのではないかと考えているところでございます。ぜひ委員の皆様からこの後御意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

こうした目標の強化の検討と併せてということになりますが、今後の取組強化も進めていく必要がございます。この論点をお示ししています。

法令等に基づく対策、区市町村職員の人材支援策の拡充。環境性能の高い製品等の導入へのインセンティブ策や技術的支援。排出ガス対策に係る、国や研究機関とも連携した施策の展開などが必要ではないかと考えてございます。また、大気汚染対策が気候変動に与える影響を把握するとともに、工場等における水素や再生可能エネルギーの活用など、大気汚染対策と気候変動対策との双方に効果のある施策を進めていくことが必要ではないかと、このように考えてございます。

また、モニタリングや調査研究、広域連携につきましても、大気データの迅速な公表に向けた施策展開。オキシダント生成寄与度の高いVOC成分の解明に向けた施策展開。調査研究機能の強化。周辺自治体と連携した排出削減策の検討・展開が必要であると考えてございます。

次に、大きな項目2つ目、アスベストについてでございます。

こちらにお示ししているとおり、アスベストは、様々な工業製品、特に建築材料に多く利用され、空気中に浮遊する石綿を吸入することで様々な健康影響が発生いたします。都内にアスベスト含有建材が使われている建物が多数存在しているという状況でございます。

アスベストの飛散防止対策について、平常時、それから非常時、これでそれぞれ御説明をしたいと思います。

まず、平常時についてですが、都は、事業者への指導・技術支援、そして区市への事務支援を行っているところでございます。

大気汚染防止法の改正によりまして、対象とするアスベスト含有建材の範囲がレベル1、2からレベル3にまで拡大され、解体業者等が工事前に実施するアスベスト調査結果の行政への報告が義務化されております。

現在の取組でございます。

都では、アスベストGメン等による立入指導や講習会等を実施し、法改正の周知等を実施しております。また、法改正への対応に向けまして、都と区市の共同検討会を立ち上げまして、立入検査の事務処理方法や事業者向けマニュアルの改定などを実施しているところで

す。

課題に書いてありますとおり、法改正によりまして、都内では年間25.5万件の調査報告が見込まれております。この事務を担うのは区市でございます。この区市の効率的・効果的な監視指導や立入指導に対するスキルアップが必要になります。

次に、災害時の対応についてです。

災害等が近年、気候変動に伴い増えているという状況でございます。これにより、損壊や倒壊した建築物や災害廃棄物からのアスベスト飛散リスクが増大しております。都では、民間団体と災害時における石綿測定調査に関する協定を締結して、取組を共に進めていくとしてございます。また、災害時マニュアルも作成中でございます。

今後の方向性でございます。

2050年に目指すべき姿として、都内の建築物等に残るアスベスト含有建材が適切に処理され、大気中への飛散が防止されているとしたいと考えてございます。

また、2030年に向けましては、これまでの環境基本計画、今の計画も含めてですが、アスベストに関する目標というものは設定してございませんでした。今回新たに設定したいと考えてございます。平常時につきましては、飛散防止対策の早期定着のために、建築物の解体・改修工事現場等におけるアスベストGメン等の指導・技術支援により、アスベストの飛散防止措置が適正に講じられているとし、災害時につきましては、飛散防止対策の早期構築のため、災害時において、倒壊建築物に由来するアスベストの飛散防止対策を実施できる体制が構築されているとしたいと、このように考えてございます。

これらを踏まえて、今後の取組強化の論点です。

事業者への指導・技術支援と、区市への事務支援について、それぞれお示ししてございます。

また、災害時につきましても、災害マニュアルの整備をはじめ、必要な資機材の導入を支援するなど、区市町村が災害時のアスベスト飛散防止対策を具体的に取り組める体制の整

備・強化が必要ではないか。そして、民間団体との連携を強化し、官民連携による災害時のアスベスト対策を充実していくことが必要ではないかと考えてございます。

次に、大きな項目3番目、騒音・振動でございます。

騒音・振動につきましては、右に円グラフでお示ししておりますとおり、騒音発生源別の苦情件数というのを見ますと、水色の建設作業に関わるものが6割近くを占めているという現状です。左の表にありますとおり、法令に基づく届出認可に関する事務や苦情等に伴う改善指導は区市が実施しており、都は、騒音測定等のほか、区市への支援を行っているという状況でございます。

現在の取組として、建設事業者に対する普及啓発や区市への技術支援を実施しておりますが、課題にありますとおり、依然として一定数の苦情があり、またコロナ禍の影響もあって、在宅勤務が普及しております。都民生活の変化による苦情の増加等も懸念されているところ です。

騒音の中で、鉄道騒音や航空機騒音につきましては、測定調査やそれに基づく要請等を実施しております。課題については、環境基準が未達であるということ、そして近年、羽田空港の発着回数の増加による苦情の発生等がございます。

騒音・振動の今後の方向性です。

2050年の目指すべき姿として、騒音・振動問題の解決が進み、都民生活の快適性が向上している。

2030年に向けた目標といたしまして、最も苦情の多い建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策が定着しているという目標を掲げたいと考えてございます。

取組強化の論点です。

生活騒音につきましては、建設業者や区市町村職員への取組、鉄道騒音や航空機騒音については、実態調査の的確な実施や要請、そして都民への丁寧な情報提供に努めていくことが必要と考えてございます。

次に、大きな項目、化学物質対策ということで御説明をしたいと思います。

現在の取組です。

法や条例に基づく化学物質の適正管理や、排出源や環境リスクの調査研究、そしてモニタリング、こちらを実施しております。化学物質は数万種類以上使われているとも言われておりまして、健康影響等に関する新たな知見の把握やリスクに応じた対策が課題になります。

また、先ほどのアスベストもございましたが、災害時の化学物質の流出対策も重要になっております。都では、化学物質適正管理指針を改定し、震災対策に加えまして水害対策について明記したほか、化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアルの作成、パンフレットの配布等による啓発活動を実施しております。また、中小事業者等に対しまして、化学物質水害対策アドバイザーの派遣や、流出防止のための設備の設置費用の補助などを実施してございます。

課題といたしまして、事業の認知度不足、それから化学物質の漏洩時の対応体制などが挙げられております。

今後の方向性でございます。

2050年の目指すべき姿として、環境中への化学物質の排出に伴う都民の健康等のリスクが最小化されている。

そして、2030年の目標として、環境中の化学物質濃度が環境目標値と比較して十分低減されているとしたいと考えてございます。

このための取組強化の論点でございます。

様々な観点からの化学物質のリスク把握、リスクに基づいた対策の優先度の設定。そして、環境影響等のおそれが大きい物質の速やかなモニタリングの実施とデータ公表。さらには、災害時の化学物質対策について、都内事業者への支援や啓発活動を推進するとともに、化学物質漏洩時の対応体制を強化していく必要があると、このように考えてございます。

次が大きな項目、土壌汚染についてでございます。

土壌汚染対策の現状といたしまして、都内では、掘削除去偏重の傾向がございます。5割弱と大きな割合を占めてございます。そして、都内に広く分布する自然由来等の土壌について有効活用が進んでいないという状況がございます。

現在の取組状況を御説明いたします。

国に対して提案要求や環境確保条例など制度改善を実施しておりますけれども、環境・経済・社会面に配慮した土壌汚染対策の促進に向け、さらなる制度改善が必要だと考えてございます。

事業者の自主的取組も促進しています。定量評価ツールのほか、土壌汚染対策ガイドブックも作成中でございます。中小事業者に対しましては、土壌汚染対策アドバイザーの派遣や専門家による相談窓口の設置、フォーラム等を通じた技術支援を実施しております。

また、自然由来等の土壌について、事業者の対応状況や処理状況等の情報収集のほか、自然由来等土壌の有効活用に関する研究を実施してございます。自然由来等土壌の有効活用に向け、トレーサビリティの確保、科学的知見の集積や制度改善が必要などの課題があると考えてございます。

土壌汚染対策データの公表も行っております。持続可能な土壌汚染対策の促進には、公共性の高いデータ提供が求められると考えてございます。

今後の方向性でございます。

2050年の目指すべき姿として、持続可能な土壌汚染対策が選択されるとともに、土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されているとしております。下の図で、持続可能な土壌汚染対策の概念をお示ししてございます。

2030年に向けましては、法・条例対象となる土壌汚染対策は、「土壌の3R」が考慮されているとともに、土壌・地下水に関する届出情報が社会全体で共有されているという目標を考えてございます。下の枠に記載がございましてけれども、環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壌汚染対策の実施には、「土壌の3R」、下にありますけれども、Reduce、土壌の場外搬出入量の削減、それからReuse、土壌の資源の活用、盛土等でございます。それから、3つ目、Remediation、原位置浄化、現場内浄化、これを意識した対策を行うこと、これが一つの重要なポイントであると考えてございます。

取組強化の論点でございます。

必要な制度改善や着実な運用。それから、土壌の3Rや操業中対策等への技術支援や啓発、アドバイザー制度等を活用した中小事業者支援の強化。そして、オープンデータ化による円

滑な土地の利活用や基準不適合土壌が存在する土地の管理、それから自然由来等土壌のトレーサビリティを確実にやっていくことが必要と考えてございます。

こちらに参考として、都のオープンデータ化の取組を御紹介しております。土壌汚染対策に係る届出書類のデジタル化と、オンライン申請環境の整備を実施しております。調査データチェックの自動化と迅速なオープンデータ化によりまして、民間等でも土壌汚染対策情報を活用できるよう、システムの構築に着手しているところでございます。

次に、水環境についてでございます。

水質汚濁対策というところでございますけれども、都の河川、海域の環境基準の達成状況をお示ししております。河川のBODは、左下のグラフのとおり、平成18年度以降、90%以上の高い達成率を維持しております。一方で、東京湾のCODについては、横ばいが続いているという状況でございます。

水環境の再生を見ますと、地下水の揚水量は、ピークの昭和46年の揚水量と比較すると24%という状況でございます。

こちらのグラフにありますとおり、地下水位は全体として回復傾向にございますが、近年は横ばいの状況というものでございます。

地盤の状況です。都内の地下水と地盤の状況を見ますと、地盤沈下は鎮静化傾向にございます。

湧水の状況です。都内には600を超える湧水地点が存在しており、豊かな水辺環境は都民の憩いの場となっております。

水環境に係る現在の取組について御紹介いたします。

まず、水質汚濁対策として、水質汚濁防止法によりまして、事業者に対して排水の濃度規制と総量規制を行ってございます。下段にありますとおり、条例による上乘せ規制も行っております。

また、合流式下水道の改善、流れの少ない河川区間、運河等のしゅんせつを実施。それから、水質測定調査のほか、民間や九都県市とも連携して水生生物等の調査研究等を実施しております。

こちらで課題をお示ししてございます。

水質汚濁対策としては、河川のBODについて、令和2年度は都内59水域のうち58水域で環境基準を達成したものの、引き続きの対策が必要である。また、東京都内湾のCODについては、環境基準の達成が4水域中1水域にとどまっており、夏場、夏期を中心に赤潮や貧酸素水塊の発生が見られ、生物の生息環境としては好ましくない状況である。大雨の際には、市街地を浸水から守るため、雨天時に下水の放流がありまして、東京湾の水質悪化の一つの要因となっております。東京湾に流入するCODの7割以上は、他県からの流入となっているため、国や自治体、関係機関等と連携した広域的な対策が重要と考えてございます。

次に、水環境の再生と水辺環境の向上についてでございます。

地下水の保全と利用のため、法及び条例に基づき、地下水の汲み上げ規制（揚水規制）を推進してございます。現在、地下水対策検討委員会により、専門家の皆様によって検討を進めているところでございます。右側の白抜きで、学術機関との共同研究について記載してございます。地下水流動系の解明や地下水揚水等の影響予測について研究を行っているところでございます。

湧水の保全と回復については、湧水マップの作成による湧水保全の普及啓発、水源の枯渇した河川等に下水の高度処理水を導水して、水辺環境の向上を促進する清流復活事業や、雨水の涵養促進等の取組を行ってございます。

水環境の再生と水辺環境に係る課題でございます。

まず、地下水の保全と利用につきまして、地下水揚水規制の結果、地盤沈下は鎮静化しつつあるものの、区部低地ではいまだに地盤が収縮する余地はあり、地下水位の低下があると地盤沈下が再度発生する可能性がある。流動や涵養など未解明な部分の多い地下水の実態把握を進める必要があります。また、地域の多様な関係者の連携が重要となってまいりますけれども、専門的な研究成果というのはなかなか理解が難しいという課題もございます。

また、水辺環境につきましては、都市化の進展で雨水の地下浸透が妨げられ、大雨の際に雨水が直接河川や海に流れ込むなど、健全な水循環が疎外されている。それから、生物多様性の保全・持続的な利用の視点も踏まえ、水辺環境の向上を図っていく必要がございます。

水循環につきましては、生物多様性地域戦略の改定ゼロドラフトにおきましても記載しております。生物多様性につきましては、この後、次の部会、来月、別途議論を予定してお

り、全体の中で改めて御議論いただくこともあろうかと思っておりますので、今回こちらを御紹介させていただいております。

この後、このゼロドラフトの抜粋をそれぞれ、水循環に係る部分を書いておりますけれども、こちらは後ほど適宜御覧いただきたいと思っております。

水循環に係る今後の方向性でございます。

2050年の目指すべき姿としまして、河川や海域の良好な水質と健全な水循環が確保されることにより、多種多様な水生生物が多く生息し、都民等が身近に親しめる魅力ある水辺環境が実現されている。

その通過点であります2030年に向けましては、河川のBODの環境基準100%達成の継続、海域のCODの環境基準100%達成。持続可能な地下水の保全と利用に向けて、水循環の重要性を多くの都民が理解しているという目標を設定していきたいと考えてございます。

これらを踏まえまして今後の取組強化の論点ですが、水質汚濁対策につきましては、法や条例規制の徹底。合流式下水道改善、河川や運河等のしゅんせつの実施。生物多様性の観点から見た東京都内湾水生生物調査の実施や九都県市と連携した底質調査の実施。他の自治体や民間企業等、多様な主体との連携・協働による水環境改善の取組に関する関心の向上と参画の促進が必要ではないかと考えてございます。

なお、1つ目の項目の後ろに※印で記載してございますけれども、法に基づきます第9次東京湾総量削減計画の策定に向けまして、今後、当審議会に諮問をいたしまして御議論いただく予定でございますので、その際にも議論をお願いしたいと存じます。

次に、東京の水循環の再生と水辺環境の向上に係る取組強化の論点といたしまして、地下水の保全と利用につきましては、法、条例に基づく規制により、地盤沈下の抑制を推進する。そして、研究機関との連携を深め、科学的データの収集蓄積、実態把握を着実に推進し、地下水対策検討委員会に諮りながら、時間をかけて丁寧な検証を実施していく。そして、多様な関係者への分かりやすい情報の提供。また、生物多様性に資する雨水浸透の推進や清流復活事業の実施などにより、豊かな水辺環境を創出していくことが必要と考えてございます。

この後、スライド78からは参考資料となりますので、議論に合わせて適宜御覧いただければと存じます。

以上、大変長く、そして非常に幅広い内容について御説明をさせていただきました。

資料2というものも送らせていただいておりますけれども、資料2は、ただいま御説明した分野の現在の目標値、その実績についてまとめたものでございますので、こちらも後ほど御確認いただければと思います。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。多くの資料を整理して簡潔に御説明いただいて、ありがとうございました。

それでは、ここまでの事務局の御説明について、資料1も場合によってはございましたら御発言いただければと思いますが、御発言を希望される委員は、挙手機能あるいはチャット機能でお知らせいただければと思います。

本日の企画政策部会は、冒頭に事務局から御説明がありましたように、本日の議題に関する専門分野の委員の先生方にも御出席をいただいております。多くの先生が御出席いただいておりますので、できましたら御発言を簡潔にして御協力いただけると大変ありがたく思います。

それでは、早速ですけれども、坂本委員、お願いいたします。その後、袖野委員、有村委員とお願いいたします。

それでは、坂本先生、お願いいたします。

○坂本委員 坂本です。ありがとうございます。

今日の資料の15ページ、今後の大気のところですが、3-3 今後の方向性というところがございすけれども、ここで3番目の丸に排出ガスと書いてございますが、排出ガス以外に私どもが気にしておりますのは、自動車の走行は、仮にEVになろうが何になろうが、走行するとタイヤダストとかブレーキダストとかそういうものが残る。そして、これについては、今後、PM2.5の低濃度を考えたときに、あまり今後も変わらないもの、今のままですと、そういったことを考えて強調しておく必要があるということを申し上げたいと思います。それは、交通体系がどうなるかで、ブレーキをかけなくてもいいとか急発進しなくてもいいとか

そういうことができれば減っていくわけですがけれども、そういうものも含めて考える必要がある。

それから、2番目としては、VOCをいろんな形で、PM2.5とオキシダントの対策のために考えるわけですがけれども、従来考えていたもの以外の発生源を今後気にしないといけなくなる。例えばそれは、これまでだったら気にしていなかったアスファルトなんていうのも、実はVOCの発生源になるんですね。そういうことで、従来よりもVOCの未知の発生源に対して注目をしていく必要があるということを申し上げたい。

それから、3番目に、この一番下に大気汚染対策と気候変動の双方に効果のあるということがあります。これはまさにそのとおりで、今後、東京都は発電所がないからあれですがけれども、実はその辺も本当は考えないといけないんだなど。要は、発電所でバイオマスやそれからアンモニアの燃焼とかそういったことを考えていった場合には、従来考えていなかったNOxの発生がある。それから、バイオマスを燃やした場合に、これはこれまでの燃料に比べて粉塵の排出量が多くなって、よっぽど対策をきちんとしたところでバイオマス発電をしていないと、実は相当な汚染が問題になることもございます。そういう意味で、電気を買うときにも、再生エネルギーからだったらどこからでもいいのか、その先までも考えていって、きちんとした対策を取らせるようにしていく必要があるんじゃないかと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

特に一番最後の点は、気候変動、カーボンニュートラルに向けて、ゼロエミッションに向けていくときに、その対策がほかの環境に影響を与える、そうした点についてしっかり留意をする必要があるという御指摘だったと思います。ありがとうございます。

それでは、袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 袖野でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、3点ございます。

まず、1つ目、大気ですがけれども、先ほど坂本先生から御指摘があったように、気候変動対策と大気の対策を一緒に考えていくという点が非常に重要で、東京都からの御説明の中にも、一緒に考えていく、一緒に取り組んでいくという御説明はあったんですがけれども、例え

ばEVの普及であったり、既に気候変動対策として都が考えているシナリオがどういうふう
に大気汚染に影響を与えていくのかという点については、シミュレーションなどで検討されて
いるのか、しようとしているのか、そういった点もぜひ定量的にお示しできるようになると
いいなと思います。

2点目がアスベストですけれども、Gメンもいるということで、さすが東京都だなという感
じなんです。災害時の対策を考えたときに、アスベスト台帳はもう整備されているのかと
いう点が分からなかったのを教えていただきたいのと、建物が損壊したときに、実際に住ん
でいらっしゃる方は建物のオーナーでなかったりする場合もあるわけで、そういったときに
アスベストの飛散からばく露されるのを守るという観点からも、使用者、実際に建物を使っ
ている方々に対してもその建物がアスベストを使用しているのかどうかという点を御理解い
ただく必要があるのではないかと、そういった観点からの取組が必要ではないかなと思いま
す。

3点目が水になりますけれども、地下水の保全と利用の話があったんですが、保全の話が
メインで、利用のところがよく分からなかったなと思います。地下水は、これまでの対策が
功を奏して、地下水位の回復ということで、東京駅なんかは駅が浮き上がらないように重り
をつけている状況でもあると聞いているんですけども、地下水を適切に利用するという観
点から、例えば夏場の打ち水であったり、そういったヒートアイランド対策にも地下水が使
えるんじゃないかなという点で、適切な利用という観点からの議論も必要じゃないかなと思
います。あとは、例えば災害時の湧水の利用とか、水環境の対策から多方面の問題を解決で
きるような対策というのでも考えていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、有村委員、その後、畠山委員、お願いいたします。

○有村委員 有村です。御説明ありがとうございました。

私からは、大気汚染に関して1つだけ質問させていただきたいと思います。

これまで東京都は、国の自動車のNO_x・PM法に先駆けて、八都県市でNO_xとPMの対策に取り組まれて、それに非常に成功してきたというのは理解しております。私自身も総務省で政策評価に関わりまして、そこはさすが東京都だなと思って見ておりました。

一方で、御発表にあったVOCに関して、なかなか目標達成できないというのがかなり長い間続いているというのも、これは難しいんだなと、今回の御報告を聞いてもまた改めて再確認しました。

そこで、御報告のスライドの11ページ、2-6で、VOCも含めたいろいろな調査研究を進められているところなんですけれども、具体的にどの辺がネックになってVOC対策がいかないのか、あるいはどこが大きな要因になっているのかといったことに関して、現状の科学的な知見でどこまで分かっているかということに関して御紹介いただければと思います。今日、専門関係の方もたくさん参加されているというお話でしたので、その辺を教えてください。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、畠山先生、お願いできますでしょうか。

○畠山委員 ありがとうございます。

私からも、2点ほど大気に関して御質問をさせていただきたいんですが。

今日は大気ということで、気候変動のほうと大気分野がどのように絡み合うかということについてあまりはっきりお話がなくて、気候変動のほうでは十分な話がされているのかもしれないんですけれども、SLCPという短寿命気候汚染物質、そういうものに対する取組についてのお話が全くなかったんですが。それは気候変動のほうでされているのかもしれないんですけれども、オゾンだとかPMというのは、大気汚染物質としての環境影響とともに、SLCPとして気候変動、地球温暖化に対する役割というのも非常に大きいので、そういう観点からも都民に対して様子を知らせていくというのは重要なのではないかと。

また、オゾンの濃度が高まると、植物に対して大きな影響がございまして、植物というのはCO₂を吸収してくれる非常にありがたい存在ですので、オゾンが十分に対策を立てられないと、植物のCO₂の吸収能が下がってしまうということもございまして、その辺につ

いてもオゾンの対策というのは非常に重要なんだということを見ておく必要があるんだろうと思います。

もう一点、PM2.5のほうなんですけれども、基準が達成できてきて大変喜ばしいことなんです。WHOの基準に近づけたいということだったんですけれども、WHOの基準が一段下げられて、 $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ という目標になったということで、今後、それに対してもまたさらに近づけていくのか。また、現状のPM2.5の基準達成が進んできたとすると、健康に対してもっと影響があると指摘されているPM1.0だとか、それから国のほうでも検討を始められた粒子個数濃度、PNのほうについても視点を広げられていくのか、その辺のところを教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

○高村部会長 ありがとうございます。

幾つか質問をいただいておりますので、この後、山本委員、鈴木委員に御発言いただいた後に、一度、事務局にお返ししたいと思っております。

それでは、山本委員、お願いいたします。その後、鈴木委員、お願いいたします。

○山本委員 山本です。ありがとうございます。

脱炭素社会の実現に向けてという観点からすると、騒音・振動というのはあまりメジャーではなくてマイナーな世界ではあるんですけれども、ゼロエミッション社会があらうとなかろうと、都民の生活にとって騒音・振動というのは関心の高い環境要素だと思っています。

それで、先ほど御説明いただきましたように、今後の方向性、36ページになるかと思うんですけれども、これを拝見しまして、意見を1つ、2つ、申し上げます。意見は生活騒音関係と下の交通騒音関係について申し上げます。

生活騒音関係については、このとおりでいいのだろうと私は思っています。建設業者に対して周辺環境に配慮した対策という話ですけれども、これは事業者が自主的に行う対策だろうと私は考えていますので、例えば建設現場から敷地境界を越えて周辺地域に出ていく騒音あるいは振動のレベルというものを工事期間中に建設事業者が自ら監視をして、その結果を公開していくということが必要なのではないかと思います。それとあわせて、ここに書いてあるとおり、周辺住民とのコミュニケーションです。私も東京都公害審査会にいたときに常

に感じたんですけれども、騒音問題での争いは申請者と被申請者間でのコミュニケーションの欠如が原因として大きいので、これは大事だと思っています。それが第1点。

それから、生活環境に関しましては、以前、太陽光パネルというのを東京都ではもっと推進していくという話がどこかであったと思っています。太陽光パネル自身は音を出さないんですけれども、パネルに接続されているパワーコンディショナーという装置、つまり直流から交流に変換するところ、それから電圧を上げるところ、こういうところから、音量は非常に小さいんですけれども、人の耳にとって非常にアノイアンスを感じるような純音性の音が発生していると言われていています。これも少し研究していただいて、生活環境の保全のためにはそれをどのように捉えるかということの研究していただきたいと思っています。

同時に、ちょっと極端かもしれませんが、ドローン騒音というのが今ヨーロッパで話が出てきていまして、ドローンが生活の場で、一つの輸送手段などに使われてくるとすると、それによる騒音の影響というものも考えていかないとということだと思っています。これが生活環境騒音関係です。

次は、交通騒音関係です。

まず申し上げたいのは、2018年にWHOから欧州における環境騒音のガイドラインが出ているところです。多分御存じかと思いますが、環境騒音が人の健康に悪影響を及ぼすとの観点から、健康リスクとの関係で環境騒音の望ましいレベルのガイドラインを出しています。日本ではほとんど研究がないんですけれども、ヨーロッパの人たちは、虚血性心疾患であるとか高血圧であるとか不眠症であるとかそういった健康への悪影響について調査をしています。それからアノイアンス、これは苦情につながる問題です。これらの悪影響と騒音との関係を多数の疫学調査によって一つの結論を出しています。日本ではこういう研究がなく何とも申し上げられないんですけれども、このガイドラインが推奨する騒音レベルの数値は、日本ではとても達成できるような数値ではないという感想を持っています。

ただ、これは国レベルの問題かもしれないんだけど、東京都としても、生活環境の保全と、健康の保護という観点から、大気質関係だけでなく、騒音関係でもWHOガイドラインに少し注目していただきたいなと思っています。それが1つです。

それから、さらに申し上げますと、鉄道騒音、航空機騒音のところには、実態調査を中心として把握をして対策を練るということで、これはこれで結構です。ただ、私としては、もう少し、道路交通騒音も加えて、環境騒音の包括的な政策をつくってってもらいたいなど思っています。特に実態調査をしてなくても、今は計算で騒音のマップを作ることができますので、戦略的な騒音マップを作成して、それを公開していくということと、問題となりそうな箇所の抽出をそれによって行い、騒音低減のための行動計画を策定して、それを実施するというサイクルでもって、生活環境の保全とともに健康影響に関しては達成できるようにしていったらいいのではないかと思います。これは長期間の話なので、すぐということではありません。意見としては少々まとまりがありませんけれども、これだけです。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。その後、事務局に一度お戻ししたいと思います。

○鈴木委員 鈴木です。

先ほどは植物の話が出たので思い出したんですけれども、1975年だから50年近く前の私の卒論のテーマが植物の影響条件の違いと亜硫酸ガス、SO₂抵抗性の関係、これを実験で調べていました。そのぐらい、50年以上前というのは東京の大気汚染というのは本当にひどくて、毎日のテレビのニュースが大体、光化学スモッグとかそういう大気汚染の問題でしたね。その頃から比べると、東京都の努力の成果というのがかなり出てきているんですけれども、このグラフを見ても、1987年からしか書いていないんですよね。これ以前の、私が卒論を書いていた頃の1970年代はもっとグラフが高かったと思うんですけれども、そういう情報があればこれに加えていっていただきたいなと思います。

その後に出てくる58ページの水環境のグラフ、これは1971年からあるんですけれども、それと西暦と和暦と混同されているので、いろんなグラフがごちゃごちゃになっているので、もうちょっと時系列的に比較できるように、各分野のこういう時系列の推移は統一するといいかなと思います。ちょっと面倒ですけれども。

それで、2点目は、化学物質なんですけれども。DDTとかPCBにしても、あるいはフロンとかアスベストとか、そういう物質というのは、自然物質もあるし人為物質もあるんですけれども、登場したときは夢の物質なんですよね。夢の材料。人類の未来を支えるみたいな、そんな呼び声で登場して。ただ、それが発がん性が認められたりとかいろんな問題が出て、一転して悪者になってしまうんです。アスベストなんかにしても、建築のありとあらゆるところに使われてきたんですけれども、それが普及し切ってから撤去するとかということになっているんです。

今までの歴史というのを見ると、科学的知見、常識というのはいずれ覆るんです。だから、それが今までの科学の歴史だったので、今大丈夫だと思っても次どうなるか分からないという前提、心構えが大事だと思うんです。ですから、今普及し出しているものの危なさというのをなるべく早めに予見しておいてからいろいろ考える。そういう意味では、問題が発覚してから対策を取るまでのタイムラグというのがすごく長いので、その間に悪化していくということが今までの歴史で随分あったと思うんです。

先ほど山本先生がおっしゃっていたように、太陽光パネルとか、これでもいずれはまた撤去しなきゃいけなくなって、それを撤去するときどういう問題が発生するかとか、普及しているときにそういうことまで、いろんな科学的情報、最初はまだうわさの段階でもいいんですけれども、そういうものを感受性高くつかんでおく必要があると思うんです。そういうことを東京都の方には意識しておいていただきたいなと思います。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

事務局にお返りする前に、高瀬委員が早く御退席だと伺っていますので、高瀬委員まで御発言をいただいてから事務局にお戻ししようと思いますけれども、高瀬委員、よろしいでしょうか。

○高瀬委員 御配慮ありがとうございます。

議論の中で再生可能エネルギー絡みのお話もあったので、ちょっとお話ししますと、再生可能エネルギーも含めてなんですけど、今後はすごく増えてくる、出てくる課題だと思うんです。その中ですごく重要だと思う観点を少しお話ししたいと思うのが、規制、規制で全部

やろうとすると、行政側も本当にたくさん大変で、規制される側も規制が的確ではないとか、そういった課題が生じるというのがこれまでの歴史かと思います。規制の歴史というか。

規制ももちろん重要なんですが、その前にすごく重要なのが透明性ということで、再生可能エネルギーの消費者側がしっかりと生産に対して責任を持つという仕組みが重要で、それが重要だということをRE100としてもですし、再生可能エネルギーの普及をする側としては常に言っております。これが日本の場合はまだ発展途上にあるというところで、電気を使う側の責任、その責任にはトレーサビリティが必要で、どの電気を使っているのか、どの発電所のものを自分は使っているのかということをしっかり把握できて、そこまで責任を持つ、そういう仕組みの構築が必要で、どちらかというところ、これを規制しよう、これを規制しようというのは最後の手段というところを考えるということが重要かと思いますということを指摘したかったというところなんです。ありがとうございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から幾つか御質問もいただいておりますので、一度、事務局からお答えをいただいて、その後にセカンドラウンド、御意見をいただければと思っております。

それでは、事務局から、可能な限りで結構ですけれども、御質問にお答えいただくことはできますでしょうか。

○三浦環境政策課長 分かりました。

質問には、それぞれ所管の担当が来ておりますので、お答えしたいと思います。

その前に、私のほうから、多くの先生方から気候変動との関わりというお話もいただいております。

気候変動をやっているときにも、気候変動対策だけでなく、例えば生物多様性との連関とかほかの施策との連関というお話も多くいただいております。私ども、議論においては全部を一遍にはできないので、それぞれの分野ごとに議論をいただいておりますけれども、当然、今日も私どものほうからもお示ししましたけれども、大気汚染対策と気候変動対策というのは非常に大きく連関していくというものであると思っております。両方に相乗効果でい

いものというものもあるとは思いますが、逆に気候変動側の取組が大気汚染に対して少しよくないほうの影響があるんじゃないかとか、あるいは、先ほどパネルのお話もありましたけれども、それが生物多様性の関係でいうと少しよくない部分もある、あるいは逆にいい部分もあるというお話をたくさんいただいておりますので、その辺の施策同士の連携、連携というのは、今回、全体を通して非常に大きな視点だと思っておりますので、今後そこも踏まえて、全ての分野でそのような形でやっていきたいと考えております。

畠山先生からいただいた短寿命大気汚染物質のお話ですけれども、これは代替フロンのパートをやったときにも高村先生からも御意見をいただきまして、これを削減していくということは、気候変動対策としても早くに気温に影響する効果というものがありますので、対策としてそういうことも考えながらやっていくべきだという御意見をいただいております。今回も御意見をいただいておりますので、そういった観点も含めて大きな視点で考えていきたいと思っております。

それから、高瀬先生、坂本先生からもいただいておりますけれども、バイオマス発電などにつきましても、これも生物多様性とも大きく関わってくるということも含めて、進める中で何に影響して何をしなきゃいけないかというところはきちんと考えながらやっていきたいと考えておりますので、今後も多くの御意見をいただければと思います。

続きまして、所管のほうから御回答等をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○丹野環境改善部計画課長 環境改善部計画課長の丹野でございます。

本日は御意見、御質問等をいただきまして、ありがとうございました。

順番に、先生方からの御意見、御質問等に対して私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まず、坂本先生からいただきました、自動車から出てくるタイヤダストですとかブレーキダストの件でございますが、今回、スライド4のところ、若干文字が小さくなっておりますが、こちらがPM2.5の一次生成の発生源として考え得るということも記載させていただいております。恐らく、大気汚染物質が減少傾向にある中で、これらについての比率というか割合が高くなってくると想定もされますので、都としても受け止めて、今後何かできる

ことがあるとか、あと今、国も実態把握をしているということで聞いておりますので、国の動向も注視しながら都でも検討してまいりたいと考えております。

VOCの発生源で未知のものもあるということにつきましては、今、私どものほうでも都の研究所とも連携しながら調査をしているところでございます。あと、大気汚染と気候変動につきまして、バイオマスの燃料からは粉塵が発生するですとか、発電所では化石燃料を燃焼しているところが多くございますので、NO_xが発生するという視点、それらの視点も忘れずに踏まえて今後の施策を展開していきたいと考えております。

袖野先生から、大気汚染と気候変動の影響で何かシミュレーションなどを行っているのかというご質問をいただきましたけれども、今現在のところはそのようなシミュレーションはしておりません。ただ、今後、私どももそういうことも必要になってくるのではないかと考えております。2030年でカーボンハーフ、2050年でゼロエミッションという社会が実現したときの、ばい煙発生施設から発生する大気汚染物質の量ですとか、そのあたりもどういうふうに移すのかというのは恐らく今後見極めていかなければいけないと考えておりますので、それも今後の検討課題ということで受け止めさせていただければと思います。

アスベストにつきましては、後ほど所管の課長から御説明させていただきます。

あと、有村先生からいただきましたVOC対策の現状で何がネックなのかというところで、1つ、VOCにつきましては、二、三百種類ある物質の総称になっておりまして、参考資料につけてございますスライドの79ページ目、円グラフが発生源になっておりまして、その横の棒グラフは、VOCの成分の中でもオキシダントの生成能の高いほうから順に記載したものになっております。恐らく、オキシダントの生成能という観点から、VOCの成分をそれぞれ分解して、それらがどの発生源から排出されているのかというのを見極めて施策を行っていかないと、オキシダント濃度についても低減はしていかないのかなと考えておりまして、そのあたりは都の研究所と一緒に連携しながら、あと九都県市と連携しながら今取り組んでいるところでございます。国のほうも、オキシダントの生成メカニズムについてはまだ未解明という見解を示しているようでございますので、国の動向、今後の研究状況、それらも注視していきたいと考えております。

あと、畠山先生から、PM2.5について、昨年9月にWHOが指針値を改定しまして、10から5になっております。おっしゃるとおりですね。ここで、私どもが2050年のあるべき姿で掲げておりますPM2.5、これはまさしく5を目指すというところがございますが、かなりハードルが高いものでして、測定局の中でもバックグラウンド局と言われている檜原村にある測定局でもまだ5を切ることは全然ないような状況でございます。ただ、遠い将来、2050年のゼロエミッションの社会が実現したときには、そのあたりも可能になるのではないかとということもございますので、それは先ほど申し上げましたシミュレーションとかそういったことも踏まえながら今後も検討していきたいとは考えておりますし、施策のほうも併せて考えていきたいと思っております。

あと、PM1.0とPN、SLCP、これらにつきましては、国のほうでも検討などを行っているということは私どもも承知しておりまして、国の動向を注視しつつ、PM2.5などにつきましては、東京都は国に先駆けて取り組んでいたという例もございます。それと同じように、先進的に都として検討できるかということも今後課題と認識しておりますので、それらについても御意見として承りたいと思っております。

あと、山本先生からいただきました騒音の関係は、また所管の課長のほうから発言させていただきます。

鈴木先生からいただきました、スライド3の大気汚染状況のグラフでございますが、おっしゃるとおり、その以前から引っ張ってきますとかなり改善されたというのがさらによく分かりますので、データのある限り、以前のものも加えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

化学物質の観点でございますが、おっしゃるとおりでございますが、ただ都としてリスク評価というか、そのあたりはなかなかできないのですが、国の動向等も注視しながら、新たなリスクのある化学物質ということで認知されたものについては、速やかにモニタリングですとか、それを公表するとか、そういったことで対応していきたいと考えております。

あと、高瀬先生からいただいた、再生可能エネルギーを利用する際の御意見でございますが、これらも御意見として承りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○内藤大気保全課長 それでは、私、大気保全課長の内藤と申します。

私のほうからは、2点、アスベストと騒音・振動について若干補足させていただきたいと思えます。

まず、アスベストについてですが、先生からお話があったとおり、平成18年に全面禁止されるまでは非常に多くの建築材料で使われていたということで、我々も負のレガシーと呼んでいるところでございます。

こうした中、先生から、まずアスベスト台帳は整備されているのかという御質問をいただきました。

アスベスト建材の中でもとりわけ飛散性が高く非常にリスクの高い吹付け石綿と呼ばれているものにつきましては、どの建物に使われているのかということにつきましては、都内の自治体で台帳整備が大体完了しているところでございます。東京都も、都有施設でそういった存在については確認、把握をしております。

ただ、問題がございまして、吹付け石綿、いわゆるレベル1につきましては情報はもう収集されているところなんです、それ以外の建材についてはまだ十分な情報が蓄積されていないということがございますので、今回、こうした環境基本計画で改めてアスベストについて目標設定をさせていただきまして、今後こうした情報についても収集しながら、都内自治体で活用できるように取り組んでいきたいと考えております。

また、2点目に、災害時に建築物の所有者が自分の建物でアスベストが使われているかどうかということを知ることが重要だという御指摘をいただきました。

全くそのとおりでございます。ただ、災害時は膨大な情報がございまして、災害時に迅速に対応しようということになると、なかなか厳しい面もあるかなと考えております。

そこで、私どもは、昨年12月に、災害時において、建築物石綿含有調査者、こういった協会の方と協定を締結しまして、壊れてしまった、もしくは半壊した建物の状況を見ていただいて、アスベストの飛散リスクがあるのかないのか、こういった調査を業界と取り組む体制を整備いたしました。今後、こういった仕組みを活用しまして、災害時におけるアスベストの飛散対策というものを一層取り組んでいければと考えております。

続きまして、騒音・振動の件でも山本先生から御質問いただきました。

現状、テレワーク等々が進んで、近年に比べて騒音・振動に関する苦情が増えているなどというイメージを持っております。まだ統計等には反映されておりませんが、今後苦情が増えていくという懸念を持っております。そうした中で、まずは我々も建設工事の方々の自主的な取組をしっかりと引き出していきたいと考えております。

先生から、敷地境界で事業者自ら監視すべきだという御意見もいただきましたが、現行の仕組みですとなかなかそこまではいかないんですが、現状ですと、区役所、市役所の職員の方がこういった問題のある現場については敷地境界で騒音等を測定しております。我々も、そういった区市の職員の技術的支援を通じて、科学的知見に基づいた指導というものをしっかり進めていきたいと考えております。

また、太陽光パネルのパワーコンディショナー系の騒音であるとかドローンといった今後想定される新しい騒音問題についても問題提起をしていただきました。これにつきましては、我々もこれからしっかり情報収集をしていきたいと考えております。

また、交通騒音の中で、WHOの欧州ガイドラインのお話もいただいております。我々も読んでおまして、非常に厳しい内容であることは承知してございます。これも、現時点ではガイドラインということもございまして、国の審議状況なんかも注視していきたいと考えております。

最後に、実態調査に基づく指導ということで、これについても先生から御意見いただいております。騒音による総括、戦略的なマップの作成、または行動計画ということで、なかなか今回の環境基本計画で踏み込むところまではいっていないんですが、これについても御意見としていただきまして、今後の施策の参考にしていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○清野水環境課長 水環境課長の清野と申します。

袖野委員より、地下水の適切な利用について議論が必要ということで御意見いただいております。ありがとうございます。

東京都では、現在、持続可能な保全と適正利用ということ掲げて準備をしているところでございます。

東京都は、かつて甚大な地盤沈下を経験しております。江東区の南砂では4.5メートルの沈下を経験したということで、現在もその地盤は元に戻っておらず、ゼロメートル地帯が広がっているということで、規制により保全をしっかりとってきたという状況でございます。

平成26年に水循環基本法が施行されたことにより、利用ということが掲げられてきて、国ですとか社会的な動きを受けまして、東京都も利用を掲げて進めてきているところでございます。健全な水循環というのは非常に大事なことであると認識しております。

お話のございました災害時の地下水の利用などは、とても期待ができる場所と考えております。ただ、地下水ですとか地盤についてはまだ未解明な部分が多いということでございまして、大学との共同研究等を進めているところでございます。科学的な知見を基に、利用に向けて多くのステークホルダーでしっかり議論をして、持続可能な利用というところを進めていきたいと考えております。健全な水循環に向けて取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○三浦環境政策課長 事務局からは以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、第2ラウンドではないですけども、委員の皆様のご審議を続けていきたいと思っております。

それでは最初に、可知委員、その後、小和田委員、お願いいたします。

○可知委員 ありがとうございます。可知です。2点お話しいたします。

1つは、土壤汚染のところですが。

土壤汚染の影響について、希少種を含む生物多様性への影響は把握できる体制になっているんでしょうかというのが御質問です。

それから、水環境のところについてです。

現在の取組と課題の水辺環境の向上という項目のところ、生物多様性の保全・持続的な利用の観点も踏まえ、水辺環境の向上を図っていく必要があるという課題認識をしていただいて、ありがとうございます。

これへの今後の方向性についてを見ると、生物多様性に資する雨水の浸水の推進と清流復活事業は挙げていただいているんですけども、生物多様性の保全の観点からは、干潟生態系の保全とその活用の視点というのもまた重要かと思いますので、そういった視点もぜひ組み込んでいただけたらと思います。

もう一点、水質に関する生物モニタリングの結果は、水質を管理するためにやっているわけですけども、同時に生物多様性保全にとっても重要なエビデンスとなりますので、そういう方向の活用についても御検討していただくことを希望いたします。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、小和田委員、その後、小野委員、お願いいたします。

○小和田委員 ありがとうございます。

まず、冒頭、先ほど、前回私どもが提出させていただきましたコメントを読み上げていただきまして、ありがとうございます。

今回の件に関しまして、私どものほうから2点コメントさせていただきたいと存じます。

まず、1点目は、様々なテーマの強化取組に当たりまして、お願いでございます。

事業者の観点からしますと、こうした測定やモニタリング、いろいろな取組の強化について事業者として対応すべきことが増えていくわけで、一時的には負担が重くなるような印象にもなりかねないと思っております。

そういった中において、これを前向きに進めていくに当たって、具体的には、一律で同じような取組というよりも、様々な業種、業態、テーマによって対応が異なってくるということを十分理解した上で、実態に即した取組強化ということをぜひお願いしたい。その上で、気候変動等でも行っていただいておりますけれども、事業者との対話をぜひしっかりしていただきたいということがございます。それに加えまして、事業者側が前向きに取り組めるようなインセンティブ策などもぜひ併せて検討していただきたい、そのように考えてございます。

2点目につきましては、これは周知方法についてです。

東京商工会議所としては、会員向けに様々な環境セミナー等を開催してございますが、正直申しますと、最近はどうしてもカーボンニュートラルの政策に寄った情報提供になってございます。ただ、今こうした中において、NOxやVOC対策、アスベスト等についても、引き続き事業者に対して継続的な発信が非常に重要なのではないかと改めて考えてございます。

そうした点からも、ぜひ東京都の皆様、行政側と我々は連携させていただきながら、適宜、タイムリーに適切な情報を会員の皆様に発信していきたいと思っておりますので、ぜひ連携のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、小野委員、その後、山岸委員、遠藤委員とお願いいたします。

小野委員、お願いいたします。

○小野委員 小野でございます。御説明ありがとうございます。

私、水質土壌部会のメンバーですが、この度、企画政策部会には初めて出させていただきます。

コメントは水環境保全に関するもので、資料3の76ページに関することでございます。

様々なトレードオフの視点からコメントします。水環境保全かつ省エネの視点というのがこれから非常に大事になってくるかなと思ひまして、水処理設備、水循環設備におけるIT化に力を入れていくのがよいのかなと考えます。かつ、それを支えるデータの集積がこれから非常に重要になると思ひます。

このスライドにございますように、3ぽつ目、貯留施設や高速ろ過設備の整備など合流式下水道の種々の問題点に非常に丁寧に対応されてきたというのがよく理解できました。水処理設備は非常に多くの電力を消費しますので、これらの運転にぜひIT技術を活用した最適化に力を入れていただきたいと思います。水質に応じて運転は細かく制御されますが、今まではプロフェッショナルな方の人的なノウハウによっていたところも多いと思ひます。それらの技術を早めにデータ化して、自動制御、より最適な制御を迅速に行えるようにすることが水環境改善と電力消費の最適化につながるのではないかなと思ひます。かつ、現場のノ

ウハウを早めにデータ化しておくことは、人的資源、現場の方のオペレーターの高齢化等にも対応すると思いますので、そういう視点からも御考慮いただければと思います。

もう一点、話は変わりますが、先ほどから話の出ておりますタイヤダスト、ブレーキパッドダストについてで、マイクロプラスチックの大きな発生源として非常に注目を浴びているものです。これらは、分流式のほうが、未処理で雨水が排水される場合は直接水環境に出やすい。なので、実は合流式で晴天時であれば排出は抑えられやすいという、そういうトレードオフの視点もあるということで情報提供させていただきました。いろいろ難しいんですが、合流式も悪いことだけではないという視点もまたあるのかなと思ひまして、コメントです。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、山岸委員、お願いいたします。

○山岸委員 山岸です。どうぞよろしくをお願いいたします。

私の専門とは少し違う部分なので、若干弱めのコメントにはなりますが。

まず、1点目、気候変動対策との連携は、既に他の委員が御指摘してくださったようによろしくをお願いいたしますというだけで済ませます。

2点目は、冒頭の三浦さんからの御説明の中で、PM2.5の濃度目標について、全測定局平均でなくてもという話があったかと思います。

私は詳しいところまで見れていないんですけども、本来の目的としては、そこに住まれている地域の方々の健康とかに対しての効果を狙うものなので、特定の地域ですごく高い値が出るということは本来は避けるべきことだと思います。なので、具体的にどれぐらいを閾値とするのかということは専門の先生方に御意見を委ねたいと思うんですけども、特定で突出した値が出ないように最低限注意するということは考えてもよいのではないかなと思ひました。

3点目は、アスベストの件で、先ほど台帳関連の質問のやり取りがありました。

多分、御趣旨としては、既に取組として御紹介がある、災害時の対応のマニュアルを作っていますよということも大事なんですけれども、災害が起きてから対応しようとしたり何だ

りというのはなかなか大変なので、あらかじめどこが危ない場所なのかが分かっている、そこに対して事前に対応の準備ができるということを確保するのがすごく大事なんじゃないんですかという御趣旨だったと思うんです、台帳がありますかという御質問。なので、既に建築物の所有者がアスベストを使っているかどうかを知っているかどうかという御質問等も併せてお答えを一部いただいていると思うんですが、多分、趣旨としては、マニュアルを整備する際にも、どこが特にホットスポット、危ないところなのかと併せて強弱をつけるということが実は大事なのではないかという話だったと理解しております。

ということで、3番目は補足的なポイントでしたが、以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、遠藤委員、その後、国谷委員、お願いいたします。

○遠藤委員 遠藤でございます。2点ほどお話をさせていただきたいと思うのですが。

法律相談などをしておりますと、生活騒音の問題の相談は非常に多いです。工事現場とかということだけではなくて、エアコンの音だとかエコキュートの音だとか、あるいはピアノの音だとか、そういった生活騒音の問題は非常に大きゅうございまして、これを解決するのは実際のところ大変です。

方針として頂戴しているものの中では、大きく言えばコミュニケーションをよくすることで、これはそのとおりで、これが一番の解決なのですが、実際にこれをどうやって促すのか、実際には大変難しくてうまくいっていないわけなんですね。どうやって促していくのかとか、そういう具体案もなかなか持てないところではないかと思えます。

ですので、逆に、生活していく都民の面からいくと、騒音を防御できるような施策、例えば厳しいゾーニングのようなものとか、あるいはもうちょっと小さい空間でも何か防御できるような政策、そういうものがあると実際の解決に資していくのではないかと思いました。

それから、土壌汚染なんですけれども、掘削除去偏重であるという御指摘を都からいただいております、それは本当にそのとおりだと思います。例えば、ごみの不法投棄現場などについて、誰がやったかということにも問題があるわけなんですけれども、第三者が利用しようとしたというときに、事前の処理費用が大き過ぎて実際に何もできない、それで放置ということになってしまうという実例をたくさん見えています。こういうものについても、適正な措

置というのをお取りになるようにしていただいて、掘削、掘削というふうに、掘削していれば文句ないだろうという、そういう風潮をぜひぜひ是正していただき、社会資源の有効活用をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、国谷委員、お願いいたします。

○国谷委員 ありがとうございます。

ご説明いただきました都の目指すべきゴール、取組の方向性については、野心的であり、私は賛成いたしますが、お聞きしてしまして心配な点がございます。これから非常に高度な専門性が必要となる取組が必要になってくる中で、先ほどからお話が出ておりますように、一つの対策がほかの環境への悪影響を及ぼさない等、広い視野も必要であるかと思えます。取組の方向性を見ますと、業者の指導をしていく、スキル向上に向けての研修を行う、データ分析をする、情報発信等を行っていくなど、全てにおきまして、今後、求められることが高度化していきます。都の皆様もそうですけれども、実務を担当する市や区における業務拡大につながっていくのではないかと懸念します。担当する要員の知識、要員の増員といったものが現場では必要になってくるのではないかと思えます。そうした実務を担う方々の充実に向けた取組も考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。ぜひプランを実現してほしいという思いがあり、同時にそうしたことが実現できる体制があるのかとの懸念もあり、発言させていただきました。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

ただいまは手を挙げて発言を御希望の先生はいらっしゃらないようでありますけれども、御発言を御希望の委員、まだ御発言されていない委員はもちろんですけれども、先ほど事務局からも第1ラウンドのお答えをいただきましたので、もしフォローアップの御質問、御意見がございましたら、手を挙げて、あるいはチャットで教えていただければと思います。

チャットで袖野委員から、先ほどの山岸委員の御指摘について、趣旨はそのとおりですというコメントをいただいております。ありがとうございます。

時間稼ぎではないですが、それでは私のほうから、私個人の委員としての意見を申し上げたいと思っておりますが、大きく2つございます。

1点目は、ほぼ全ての委員が御指摘になったとおりですし、事務局の資料、それから事務局から先ほど回答をいただいた中でも強調して御説明があったと思いますが、今次の計画の恐らく一つの特徴というのが、様々な環境政策の相乗効果をうまくして、効果的な施策を推進していくというところかと思えます。昨今の状況や都のゼロエミッション、カーボンハーフの施策の議論との関係で、気候変動対策が今、一つの軸にはなっていると思えますが、それだけではない観点についても今日御指摘があったと思えます。

坂本委員からも、例えば気候変動対策として進めるものが、逆に今回、相乗効果の裏返しでもありますけれども、トレードオフといいたいまいしょうか、大気汚染を引き起こす可能性がある場合もあると。気候変動対策が進むことで大気汚染を減少できる、そういう相乗効果がある施策とともに、場合によっては課題をもたらす可能性もあるということを御指摘があったと思えますし、大気汚染対策が気候変動対策に貢献をするということとともに、生態系への影響、例えば畠山委員からオゾン対策と生態系への正の影響について御指摘があったと思えます。

全く先生方の御指摘のとおりだと思えますし、あるいは騒音についても、先ほど遠藤委員からもあった、生活騒音のなかなか防御できないところもあるケースもあるわけですが、騒音源対策が基本だとしても、例えばどうしても避けられないような騒音に対して、今、気候変動対策あるいは条例の議論の中でも、建築物、住宅のエネルギー効率の改善、例えば二重窓等を含む断熱改修というのが騒音対策にも効果を及ぼし得ると思えます。これは個人的な経験で、実際に騒音対策が改善したケースを経験してまして、そういう意味で様々な施策の相互連関ということをそれぞれの対策を考えるとときに増進していくという御指摘を今日いただいたかと思えます。

より具体的に、鈴木委員から、カーボンニュートラルに向かう社会の変化や対策導入を踏まえて、先を見て、あらかじめどういう課題があるのかということについてしっかり見て、事前に対応していくということについても御示唆があったと思えますが。実際、国も、2050年カーボンニュートラルに向かっているとすると、廃棄物がどうなっていくのか、したが

って廃棄物政策、管理がどうなっていないといけないのかという議論も、今年の夏からだと思いますが、しております。

袖野委員からモデル分析はどうかという御質問がありましたけれども、定量的な評価に至る前でも、定性的に将来の経済社会のシナリオを考えながら、問題の所在あるいは問題を発見していくという作業は、都でも考えていただいてもよいのではないかと思います。シミュレーション分析はなかなか大変かと思いますが、しかしながら、そうでない、前の段階といいたいまいしょうか、定性的な問題発見のためのシナリオ検討、シナリオ分析というのはあり得るのではないかと思います。

2つ目がアスベストについてです。

これは、袖野委員、山岸委員から御指摘があった趣旨につながるものですが、都でも、現在の建築物でアスベスト含有建築物については、今、情報を把握されていると理解をしております。特にアスベストに関していいますと、解体、改修工事の大規模な飛散というものをどうやって防止するかというのはもちろんなんですけれども、他方で非常に多くのアスベスト含有建築物がストックとして市中にある状況がまだ続いていることを考えると、住んでいらっしゃる方の健康と周辺環境の保全という意味では、解体、改修工事前の、実際にまだ皆さんが住んでいらっしゃる既存の建物からの飛散防止とそこからの防御ということ、健康をアスベストから守るということをしっかり取り組んでいただくということが、都民の命と生活を守るという意味で非常に重要じゃないかと思います。

その意味で、本日の資料のスライド27のところ、2050年のあるべき姿の実現に向けて2030年目標ということで書かれているんですが、改修あるいは解体時だけでなく、ストックとしてあるアスベスト含有建築物からの飛散の防止、そこから住民を守るということについて、しっかり反映するような目標の記載ということをお願いしたいと思いますし、工夫していただければと思います。

以上2点、発言をさせていただきました。

それでは、石井先生、ぜひお願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

今の高村先生の御発言そして皆様の御発言に引かれたところがありまして、これまで私どもの議論は、カーボンニュートラルあるいはネイチャー・ポジティブで2050年目標ということに、どうしてもそこから入るところが多かったので、それが今日のように各論になったときに、私自身、そのつながりをどこに見出したらいいのかということで苦勞していたわけですが、すけれども。

カーボンニュートラルに向けて、日本だけではなくて世界中が動いていて、その中で都市の役割というのがものすごく大きく注目をされておりますよね。東京都もC40等々の重要なメンバーになっているわけなので。今日あまりそういう比較がなかったかなと思ったのは、カーボンニュートラルに向けて、世界の、特に東京都と並ぶような大都市でどういう動きが実際の条例とか個別の政策に向けて動いてきているんだろうかという、その加速感とか、次元のかなり違うものがどのくらい入ってきているのかとか、そうしたほかの都市のやろうとしていることからどういうことが学べるだろうかみたいなことが分かると面白かったかなと思います。

都市の役割を考えたときに、気候変動だけではなくて、食料システムの話とかサーキュラリティの話とか廃棄物の話、それからライフスタイルの変化等々、いろんな大きな動きが都市に集約されてきていると思うので、その点においてこの5年ぐらいで都市は世界中で変わってきていると思うので、そうした観点から、世界の都市における大きな動きの変化が都のなされるいろんな政策にどういうふうに反映してきているだろうかみたいな、そして国際的な動きにも学べるようなことがあると面白かったかなと思います。個別のこともそうなんですけれども、特にデザインがどういうふうに変わっていくかということ、それが一体、政策にどういうふうに、後押ししようとしているようなこと、そうした国際的な動きと東京都が今なさろうとしていることとの評価みたいなことがいずれ聞けると面白いのかなと思いました。ありがとうございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、高瀬委員、お願いできますでしょうか。

○高瀬委員 今の石井委員のお話、大変興味深く拝聴いたしました。

CDPでも、特にサステナビリティ全般についての都市の重要性というのを意識しておりますので、C40やGCoM、ICLEIの開示プラットフォームとしてCDPもやっておりますので、今、石井先生おっしゃったような他の都市の状況というのを廃棄物も含めて、大気のこと恐らく書いていたと、ちょっと記憶が曖昧なんですけど、情報プラットフォームは皆さん誰でも御覧いただけますので、ぜひそちらも見ていただければと思います。東京都はA評価を取っておりますというところです。ありがとうございました。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに委員から御発言御希望はございませんでしょうか。

ありがとうございます。山岸委員、お願いいたします。

○山岸委員 再び発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今回のテーマ全般に関わる、そして今回のテーマ以外にも関わる部分なんですけれども、先ほど石井委員からもお話がありましたように、世界全体での脱炭素化の話とそしてネイチャー・ポジティブというのが結構今、国際的な文脈でいうと大きなテーマになっていて。特に、今度は後者のネイチャー・ポジティブの達成ということを考えたときに一つの課題となっているのが、それがカバーする範囲というのが非常に広いということと、それからそれぞれの分野における定量的な評価というのがまだまだ難しいということが、いろいろな方々と話をしている中で分かってきていることです。

その観点から、今回の審議会でもカバーされているような分野についても、特にこの取組は事業者の方々に対して求められていくところが強くなるので、事業者の方々が客観的に使用することができるようなデータの公開というのは今後、結構、鍵になってくるかなと思います。

というのは、気候変動の分野でも、TCFDに代表されるように、情報開示の圧力がすごく高まっています。自分たちがそれをやれと言っているのだからなんですけれども、自然分野についても同時に、TNFDというものの設立なども目途に情報開示をしてくださいという願いを出しています。企業さんによってどのような生物多様性分野が重要かというのはかなり変わってきますが、それぞれの分野においてどのような自然環境の改善に貢献できているのかということを一程度出していくということが大事になります。

自然環境とか生物多様性という一見遠い分野のように聞こえるかもしれませんが、大気であったりとか水環境であったりとか土壌環境であったりというのは、企業さんによっては大事な分野になりますし、東京都に本社を置かれる企業さんにとっては大事な分野になるかもしれません。なので、それらの企業さんが何らかの形で生物多様性改善に貢献していますよというときには、そこでどういうことが言えるのかということは、データがないと言えないというのがありますので、具体的にどこもピンポイントで事例を挙げられないのが心苦しいところなんです。そういった分野に貢献しそうなところは積極的に、かつ統一的に、分野横断的にデータ開示ができるような仕組みを整えていくと、生物多様性分野にとって、ネイチャー・ポジティブにとって求められる国際的潮流に東京都の制度環境が合致していくということにもつながると感じています。漠とした御意見で申し訳ないんですけども、1つ、ポイントとして挙げさせていただければと思いました。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 稲垣です。

気候変動に伴いまして災害が激甚化していくと言われている中で、アスベストですとか化学物質に関しては、災害時の対応、どのようなことが起こり得るのかという御説明もいただきまして、確かにそのとおりだと思いました。

一方で、災害が発生したときに土壌ですとか水環境に与える影響も非常に大きいと考えておりまして、このあたりを位置づけておく必要はないのか教えていただきたいです。特に水環境に関しては、下水道ですとか下水処理施設が破損したときに、どう排水が処理されるかによって水環境に与える影響は非常に大きいです。地下水ですとか河川水に与える影響もありますので、災害時にどこまで許容できるのか、何が起こり得るのかを踏まえて、対策なども含め、位置づけておく必要があるのではないかと感じました。

下水道局などほかの局との調整なども必要かと思っておりますので、ここでどこまで語れるのかというあたりも含めて教えていただけたらと思います。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに委員から御発言、御質問御希望はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。有村委員、お願いいたします。

○有村委員 ありがとうございます。

既に何人かの委員の先生方がおっしゃられたと思うんですけれども、脱炭素の施策がその他の環境にどんな影響を及ぼしていくのかということ、コベネフィットというのも明確にして、多分、補完性がある面、対立する面もあるかもしれませんが、その辺を明らかにしていくというのは両方で必要なのかなと思いました。つまり、エネルギー関係の施策、それからその他の環境の施策というところでお互いにやっていくというのは新たに必要だなと思いました。

それから、水環境に関して、私も毎年これを聞いているような気もするんですけれども、スライドでいうと65ページ、2の現在の取組と課題で、BODのほうはかなり達成しているけれども、CODはなかなかうまくいっていない。CODに関していうと、東京都以外のところからの流入というのが大きな要因だという話があって、広域的な対策が重要ということを書かれておりますね。

先ほども私が、かつて東京都の成功した事例として、自動車のNOxとPMに関して八都県市で広域的に連携してうまくやったというお話をさせていただきました。水環境に関してはそういう流域関係の都道府県あるいは政令指定都市との連携、ダイアログみたいなのは実際に行われているのかどうかというところを教えていただければと思います。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに委員から御発言御希望、御質問がございましたらぜひお願いできればと思います。

ありがとうございます。亀山委員、お願いいたします。

○亀山委員 ありがとうございます。

今の有村委員の御指摘部分を私はずっと頭の中でもやもやと考えていて、ただどう発言したらいのかが分からなくて手を挙げていたのですが、ちょうど今、有村委員に御指摘いただいたので、質問というよりは私の受け止めをお伝えしたいと思いました。

私は、何年か前まで神奈川県環境審議会の委員をやっていたんですけど、今はやっていないんですけれども、最近は今度は千葉県のほうの環境審議会の委員をやっています、どちらの県の環境審議会でも、東京湾のCODの問題についてはほぼ同じような御説明をいただいております、要は、それぞれの県でそれなりに自分たちの県からの流入が汚染をしてはいるものの、東京都はじめ他の県あるいは政令指定都市の部分もあるので、みんなで連携してやっていきますという感じで説明が終わるんですよね。それで、もちろん連携が重要だということはみんな認識しているんですけども、何となくその説明の中で、自分たちが責任を持って主体的にその連携をリードしていくという心意気みたいなものが感じられなくて、結局そういうものは連携だけじゃ進まないから、国のほうで担当されているのか、そのあたりの責任の置かれ方とか、あるいは法的な権限がどこにあるのかということを知らずに今お話ししているんですけども、どうやったらその連携というものがきちんと進むような形で意思決定されるのかということをごどのように東京都さんがお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○高村部会長 ありがとうございます。

勝見委員、お願いいたします。

○勝見委員 勝見です。よろしくお願いたします。

2つあるんですけども、1つは、私も関わらせていただいている土壌汚染の問題で、先ほど遠藤委員から御指摘がございました、掘削除去の偏重をできるだけ避けて、土地も、それから資源もうまく活用するという観点が必要だということでもございましたけれども。

そのためにはいろいろハードルもあるということで、特に、多くの方々にそうすることの意義といいますか、意味といいますか、そういうものをちゃんと御理解いただく。東京都さんは、そのことについてこれまでも非常に努力をされてきたということは理解をしておりますけれども、ぜひ今後もその努力を続けていただくということで努めていただきたいと思います。その点をまず1点、発言をさせていただきたいと思います。

それから、申し訳ございません、今日遅れて参りましたので、最初のほうの議論を聞いていなくて、それから資料1を後からいただいているのでしょうか、見落としていまして、そこにあるのかもしれないんですけども。今日の議論あるいは御説明をお聞きしていて、資

料2も資料3もそれぞれ個別のものについて目標があり、あるいは今後の課題が設定されているということで、これまでも委員の先生方が何人もおっしゃいました、ある課題と別の課題とのトレードオフの問題ということもおっしゃいましたけれども、それとともに、全体について東京都としてどんなふうに見ておられるのかというところをぜひ教えていただきたいなと。

先ほども災害の話がございましたけれども、首都直下地震ですとか、南海、東南海の被害なども、これはまず避けられないだろうということで、東京あるいは東海地域でクローズアップはされているということでございますけれども。環境施策も切っても切れないものになるということで、こういう災害が起こると、これまで積み重ねてきた環境施策に少しブレーキがかかる、あるいはネガティブなものがいろいろ起こってくるということになるとよろしくありませんので、そういう点もどのように考えておられるのかということを少し事務局にお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言、御質問御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、セカンドラウンドも随分御意見を御質問も含めていただいておりますので、一度、事務局にお戻ししたいと思います。時間も限られておりますので、全てということではないかと思っておりますけれども、いただいた意見を反映するというのを前提に、もし御回答いただけるところがありましたらお願いできればと思います。

○三浦環境政策課長 たくさんの御意見、ありがとうございました。

まず、私から、全体的な話についてコメントというか受け止めをお話ししたいと思っております。

高村先生その他からもいただいているとおり、施策の相乗効果、コベネフィットとトレードオフについては、今までの基本計画のときにはここまで全体の連関という視点があまりなかったかなとも思っております、今回一つ一つ審議していく中で、もちろんメインの効果とかメインの目的があるんですが、ほぼ全ての施策がそれだけでは済まずに、全部が連関しているということを非常に強く感じておりますので、そういった視点で、今後全体を

まとめるときにも、それから施策それぞれをやるときにも考えていきたいなと思っております。

都市のデザインという点で、石井先生それから高瀬先生からも御意見をいただきましたけれども、東京都は気候変動についてももちろん先進的にやらせていただいておりますけれども、大気汚染に関しても、ディーゼル車対策をはじめ、その前の固定発生源対策も含めて、東京という都市としてかなり先進的にいろんなことを進めてきたと思ってしております。海外に対しても知見の共有ですとか、あるいはアジアの地域に対する技術支援もやってきておりますので、そういうこともきちんと発信していきたいと思ってしております。今後も続けていきたいと思っております。

それから、データの活用のお話、山岸先生からもありましたけれども、おっしゃるとおりと思っております。

これは東京都全体でということになりますけれども、データのオープンデータ化というのを非常に急速に進めているところでございます。恐らく、行政がデータをきれいに整えて皆さんが使えるようにしていく、加工していくみたいなことというのは非常に時間がかかりますし、日々、事業者の皆さんのニーズも社会も変化していく中で、どこまで行政が一から十までやるかというところがあって。出せるデータをどんどん出して、今、皆さんかなりいろいろなソフトを作っていたり、いろんな活用の仕方をされている部分もありますので、そういう人たちに使いやすいようにどうやってデータを出していくかという視点で、オープンデータ化を全庁的にこれは進めているところでございますので、そういうこともやっていきたいなと思っております。

それから、最後になりますが、災害時の話で、稲垣先生それから勝見先生からも御意見をいただきました。小野先生から、水なんかのときのIT化みたいな話もいただいておりますけれども。

これも水道局ですとか下水道局、ほかの部署になりますけれども、IT化はもちろん、省エネに関しても非常に重要ですので進めているところでございますし、災害時の取組については、水道、下水道はもちろんですけれども、全庁的にこれも防災部門できちんと進めているところでございます。もちろん環境に関わる部分も数多くございますので、これは私

ども、環境に関する部分もちろん入って、全体としてやっているというところでございます。

前回の気候変動の適応策のところでも、特に気候変動に関わって自然災害が増えているというところもございますので、施策について全庁横断的に進めているということを御紹介させていただきました。すみません、企画政策部会での議論になりますので、今回はお示ししておりませんが、そういう議論もしておりますし、全庁的にも進めておりますので、こちらについても基本計画策定の中できちんと話をしていきたいと思っておりますし、実際の施策でも全庁的にきちんと連携をしてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上で、少し所管のほうから御質問も含めて御回答したいと思います。

○丹野環境改善部計画課長 先生方、貴重な御意見、あと御質問、ありがとうございます。環境改善部計画課長、丹野でございます。

まず、今、三浦のほうから全体的な回答ということでさせていただきましたが、個別のところでは何点か補足させていただきます。

小和田先生から御意見いただきました、事業者との対話ですとか、あとインセンティブ、規制、規制ということだけではなくてそういったものも重要ということでございまして、例えば先ほどガソリンスタンドの対策でStage II というものの導入ということで、これは機器の値段が通常のものよりもかなり高額になりますが、それにつきましては、今、モデル事業という段階ですが、事業者の方たちに補助をする施策も進めているようなこともあります。あと事業者の皆様との対話ということでは、規制など新たな施策を行うときには、対象となる業界団体に対してヒアリングをさせていただくということは欠かさず行っております。

あと、様々な情報発信や周知に対して、商工会議所様のほうでもいろいろ連携してやっていただけるということで、こちらはありがたく御意見として承って、今後もぜひよろしくお願い申し上げますということで連携させていただければと思います。

あと、山岸先生からいただきました、PM2.5の新たな目標についての御意見ということで、ありがとうございます。

今は全ての測定局の平均値ということで、多少凸凹があっても10ということにしていますが、今後は、先生おっしゃるとおり、地域によって高いところ低いところがあるというのではなくて、東京都全域で良好な大気環境を実現するという観点からも、全ての測定局でという視点も重要だと思っておりますので、それを踏まえて新たな目標についても検討していきたいと考えております。

あと、国谷先生からいただきました、専門性の高い人材確保のための取組ということでございますが、今、私ども、区市の環境行政を担っている職員の方向けに研修などは定期的に進めております。特に専門性が必要なもの、例えばアスベストですとかあと土壤汚染などについては、定期的に専門の会議体を設けまして、区市の方たちと意見交換ですとか、区市の方たちに情報提供等をさせていただいております。そういった技術支援もしているところでございます。

あと、石井先生、高瀬先生からいただきました国際の視点ということでございますが、私ども、大気環境におきましては、2050年の目指すべき姿で、世界の大都市で最も水準が高いということで、世界の大都市と比較することを常に意識しております。例えばロンドンですとかパリ、ロサンゼルス、ニューヨークなどの状況についても逐次情報を収集して、私ども東京都との比較につきまして念頭に置いて様々な施策に取り組んでいるところでございます。

あと、C40の中にも大気関連の部会がありまして、さらに、港湾地域における大気汚染の部会が昨年新たに立ち上がりましたので、そちらにも東京都として参加しておりまして、そういった世界の各都市との連携というのも今取り組んでいるところでございます。今後もそのようなことが見えるような形でいろいろ発信できたらと考えております。

あとは、所管の課長のほうから、土壤とアスベストと騒音振動の関係を続けて回答させていただきます。

○田中土壤地下水汚染対策担当課長 土壤地下水汚染対策担当課長をしております、田中と申します。

私のほうからは、土壤汚染に関しまして4点の御意見等をいただいたかと思っておりますが、1点目が可知委員から、希少種を含む生物多様性への土壤汚染の影響についてというと

ころと、あと遠藤委員から、掘削除去によって汚染土壌が拡散したりとかそういったことに関するところ、あと稲垣委員から災害時の管理、あと勝見委員からも土壌汚染の掘削除去偏重の改善について周知をしていってほしいというお話をいただきました。

これに関しまして、資料のほうで今挙げておりますところについて少し補足説明も含めてなんですが、45ページのところを見ていただければと思いますが。

現状といたしまして、真ん中の掘削除去による影響というところでございますが、掘削除去をすると運搬とか処理にエネルギーをかなり消費するということと、あと埋め戻し土、除去したところに土を埋め戻すときに山砂を採取したりとかそういったことがございますが、そういったことによる自然環境への影響も大きいということで、特に都内においては、下にありますような、もともと自然の状態で基準を超えているという土壌が広く分布しているので、そういったところについて掘削除去については影響が大きいというところを現状として挙げております。

それに対しまして、今後の施策で、52ページのところで、掘削除去によらない持続可能な土壌汚染対策というところで、ここに環境面・経済面・社会面というところに配慮して対応を行っていくということで、こういったことを都民の皆さんに広く周知することで掘削除去の抑制とかそういった施策を進めていきたいとしております。そういう中で、ここに環境面という中に自然環境への影響とかそういったことについても配慮していくということで入れておまして、進めていけたらと思っております。

あと、最後の55ページのところになりますけれども、今後の方向性といたしまして、掘削除去をしないと基準不適合土壌が現場に残って管理をしていくということになりますけれども、そのときにどこに基準不適合土壌があるのかということを開データでしっかり示していく、都民の皆さんに広くデータを公表していくということを考えております。これは通常時の管理はもちろんですけれども、災害時等においてもどこに基準不適合土壌があるかということは重要な情報になっていくかと思っております。

先生方からいただいた御意見を踏まえまして、引き続き検討を進めて施策に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○内藤大気保全課長 大気保全課長の内藤でございます。

アスベストと騒音対策について、私から御説明させていただきます。

スライド20を出していただきたいんですが、まずアスベストについてですが、先ほど補足いただいたとおり、一番左の吹付け石綿、レベル1というものがございます。これはその存在自体が危ないと、非常に飛散性が高いということで、吸引してしまうと発がん等々のリスクがあるということになります。

したがって、これにつきましては、先ほど来、アスベスト台帳という形でこのレベル1がどこにあるのかということをご都内の自治体のほうではほぼ把握をしております。今後、この情報を、今、災害マニュアルを作成しておりますので、それにうまくひもづけをしまして、災害等があったときにまずどこから確認すればいいのか、そういった基礎材料として活用していただければと考えております。すみません、説明が拙かったので申し訳ございませんでした。

あと、部会長のほうから、災害時とか解体工事だけではなくて、平常時からそういったマネジメントをすべきじゃないかというお話をいただきました。

健康被害でいうと、一番左のレベル1、これが非常に危険な状況ということで、既にアスベスト台帳の整備の中で、危険な状況にある場合は除去ないしは囲い込みという形でリスクを抑えていただいているという状況になります。なので、通常的生活の中でまずレベル1をコントロールすることで平常時のアスベストの吸引、ばく露リスクというものを抑えるというのが今の現行の制度でございます。

ただ、真ん中のレベル2と一番右の赤枠のレベル3、これは通常時であればそんなに飛散リスクはないんですが、このリスクが一気に拡大するのが解体工事のとき、ないしは災害が発生したときになります。なので、私ども、環境施策として、こういったリスクをコントロール、マネジメントする際に、飛散リスクが一気に増大するような局面でしっかり対策を講じることで全体のアスベストの大気中への飛散を防止していきたいと考えております。

そこで、スライド27を見ていただきたいんですが、今回、2030年に向けた主要目標として、環境施策としてしっかり押さえるべきポイント、新規目標として、建築物の解体・改修工事、ないしは災害時における倒壊建物、こういったリスク増大時にしっかり対応できるような備えをしていきたいということで、今回、目標を設定させていただきました。したがって

まして、平常時からというところでは、なかなか我々の施策としてフォローできない部分がありますので、これについては御了承いただければと考えております。

あと、もう一つ、騒音の件なんですけど、先生のほうから、生活騒音、エコキュート、ピアノ等々でなかなか解決が難しいというものがあります。

その中で、双方のコミュニケーションをしっかりと取るというのが非常に重要ではないかと我々も考えております。我々行政も、苦情者と騒音発生者の板挟みになるケースがございますので、こうした際には、科学的な知見に基づいて、行政のほうとしても騒音を測定しながら問題解決につなげていきたいと考えております。

その中で、部会長から、断熱効果を上げるための建物のリフォームの中で騒音対策もできるんじゃないかという御指摘をいただきました。

それについては、私もそのとおりでと思いますので、今後、温暖化対策の部署とも連携しながら、施策の相乗効果が発揮できるような対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○三浦環境政策課長 すみません、私のほうからフォローさせていただきます。

今、所管のほうから、アスベストに関して、環境施策としてはこういうふうにやっていきますという内容にはしておりますけれども、先生の御意見を踏まえまして、環境基本計画は環境局だけの取組を載せるものではございませんので、もっと大きな全体的な観点でどこまで反映できるかということを私どもとして検討したいと思っております。大変失礼いたしました。

最後に、水の関係で御回答したいと思えます。よろしく願いいたします。

○清野水環境課長 水環境課長の清野でございます。

可知委員より、干潟の生態系が大事ということで御意見いただいております。ありがとうございます。

今、総量削減計画を整備しているということで冒頭御説明させていただいておりますが、そちらの中でも干潟の生態系保全ということを掲げてございます。生物多様性に対して重要であるということで、計画の中を通してでも、生物多様性の恵みを受け続けることのできる

豊かな水、海の創出に向けて、都民、民間企業、行政機関等の多様な主体と広く価値観を共有、連携して対策を実施するというを考えてございます。

それから、小野委員から、トレードオフの視点ということで御意見いただいております。ありがとうございます。

まさに下水処理には大量の電力を使うということでございまして、都内で1年間に使用する電力の1%を下水処理場が使っているということがございます。水質改善のために、電力をたくさん使えば一層きれいにする事ができるということもございますが、気候変動への対策ということも踏まえまして、また違った技術を取り入れながら、気候変動対策と水質改善の両方をうまくやっていくということを進めているところでございます。

また、ITの活用ということを御意見いただいております。

まさに大事な視点でございまして、水質をきれいにしていくということの中でも、今まで運転管理という人為的ノウハウに頼っていた部分に関しましても、空気の注入量といったところをITを使っていったりですとか、AIの予測を入れて一層効率的に進めていくということを進めているところでございます。

それから、有村委員、亀山委員から、他県との広域的な連携ということについて御指摘いただいております。

まさに九都県市で実際に対応しているところもかなり多くございます。例えば水質の調査といったこと、知見を共有するというのもございますけれども、これも民間企業やNPO法人なども一緒にそういったモニタリング調査を実施するというのもやっております。多様な主体が協働してそういうことをやるということで、皆さんの東京湾再生への関心を醸成するという目的も含めて実施しているところでございます。

東京湾のCODの改善は非常に難しいところでございます。例えば、東京都でいえば、東京都に流入する負荷量の9割は下水道が処理する水ということでございます。下水道局のほうでも設備の改善等々をかなり進めてやっているところですが、人口の増加も相まって、なかなか追いつかないところもございます。そうしたところで、今後は生物多様性というところに貢献していくという共通目標をより分かりやすく示しながら、都民の皆さん、さらに他県

も含めてですけれども、そういう共感を得ながら、一人一人の行動に結びついていくような水の使い方といったことを進めていく必要があると感じております。

以上でございます。

○三浦環境政策課長 事務局からは以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

12時になりましたけれども、もし委員の先生方のところでこれだけはこの御発言御希望がございましたら教えていただけるとありがたいですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日もですけれども、特に本日、様々な問題間の相応効果を上げる、あるいはトレードオフを考えた、俯瞰的などいまいしょうか、総合的な政策の重要性というのを多くの先生から御指摘いただいたと思います。事務局のところでも真正面からこれを受け止めていただいていると思いますので、ぜひよい形で計画の中に反映できるとよいと思います。

もし先生方から御発言希望がないようでしたら、以上で本日の議事は終了としたいと思います。

これ以降につきましては事務局にお願いしたいと思います。

○三浦環境政策課長 長時間にわたります御審議、どうもありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについて、事務局からお伝えしたいと思います。資料4でございます。

5月28日の諮問からこれまで、ここにありますとおり、非常に多岐にわたる分野について活発な御議論をいただけてきたところでございます。ありがとうございます。本日1月21日の第46回「企画政策部会」が終わりました、この後、年度内に自然環境あるいはその他の分野に係る議論を進めてまいりたいと考えてございます。令和4年4月以降に中間のまとめ、それからパブリックコメントを経て答申をいただき、環境基本計画の改定と進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次回の企画政策部会は2月に開催予定でございます。改めて詳細を御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして第46回「企画政策部会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後0時2分閉会)